

福 技 検 第 1015 号
2023 年(令和 5 年)3 月 7 日

建設工事関係業者 様

技術検査課長

建設工事請負契約約款第 26 条（スライド条項）の取扱いについて【通知】

昨今の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、建設工事請負契約約款第 26 条第 6 項（以下「インフレスライド条項」という。）の取扱いについて、次のとおり変更します。

1 インフレスライド条項の取扱い

(1) 変更前

インフレスライド条項の適用は賃金水準の変更に伴うものであり、賃金水準が変更されない限り請求（適用）できない。

(2) 変更後

賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が受注者の負担である残工事費の 1.0%を超えた場合、インフレスライドを請求（適用）することができる。

(3) 適用日

本通知日以降にインフレスライド条項に係る請求が行われたものから適用する。

技術検査課
084-928-1004